

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 私個人で金投資を先物取引と金地金の両方で行っております。この度金の価格が高くなっておりますが、売却しようかと思っておりますが、先物と金地金の各取引の課税関係についてご教示頂けますでしょうか。

A 金の先物取引とは、金を買って(買い建て)又は金売って(売り建て)をいれ、ポジションを保有し、基本的には後に反対売買を行う事で取引発生時の金額と決済時の金額との差額を損益とする取引です。商品先物取引の大きな特徴としては、同じ商品でも決済時期が1ヶ月や2ヶ月といった区切りが設けられており(この決済期限を限月へげんげつと呼びます)、その期限が到来したら強制的に反対売買をするか現物を取引することになります。例えば金でしたら、2月限月、4月限月、6月限月といった形で2ヵ月ごとに決済期限が異なる取引ができ、限月ごとに価格が異なります。また、金先物取引では、新規

1 金先物取引の仕組みとその特徴

金先物取引では、新規

た、金先物取引を通して金地金を購入することも可能です。

2 金先物取引の課税関係

①税率及び損益通算 金先物取引は商品市場や店頭で行われる金先物取引については先物取引に係る雑所得として申告分離課税とされ、20・315%の税率が課されます。先物取引に係る雑所得の金額の計算上、損失が生じた時は、他の先物取引に係る雑所得の金額との損益通算は可能です。が、先物取引に係る雑所得以外の所得の金額との損益通算はできません。②先物取引の差金決済に係る損失の繰越控除 申告分離課税の先物取引による損失は、当該損失の金額が生じた年分の所得税につき、当該事項を記載した申告書付表及び先物取引に係る雑所得の明細書を添付した確定申告書を継続して提出することにより、その年の

翌年以後3年間にわたり繰越し、その繰り越された年の申告分離課税の先物取引に係る雑所得の金額を限度として、控除することができます。

3 金地金取引の課税関係

①原則 個人の方が保有している金地金を売却した場合の所得は、原則譲渡所得として、給与所得等の他の所得と合わせて総合課税の対象になります。課税される所得の計算式は以下です。

※土地建物等の場合の短期と長期の判定は、譲渡した年の1月1日時点で5年超保有していたか否かにより判定します。

②譲渡所得以外の所得として課税される場合 個人が営利目的で継続して金地金の売買をしている場合の所得は、その実態により事業所得又は雑所得として総合課税の対象になります。

- i : 保有期間が5年超の場合
譲渡所得={【金地金の譲渡益】+【金地金以外の総合課税の譲渡益】}-【譲渡所得の特別控除50万円】
課税される譲渡所得の金額=(譲渡所得)×1/2
ii : 保有期間が5年以内の場合
課税される譲渡所得={【金地金の譲渡益】+【金地金以外の総合課税の譲渡益】}-【譲渡所得の特別控除50万円】

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/